

社団法人 町田法人会報





ご挨拶

社団法人町田法人会会長 三橋 忠正

会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素、当会の運営につきましては、税務ご当局並びに会員の皆様に格別のご協力を賜り心より厚く御礼申し上げます。

さて、去る5月23日、千寿閣に於いて当会第九回通常総会を開催致しました。詳細なご報告は後に譲りますが、当日は町田税務署長花田尚様を始め多数のご来賓の方のご出席を賜り、厳正なうちにも盛大に総会を終了することができました。重ねて御礼申し上げます。

昭和55年社団法人発足以来9年目を迎え、会の発展も誠に目覚ましいものがあり、今期会員増強運動には、全役員のご努力により、待望の会員数3000社を突破致しました。又、加入率も76.5%となり、東法連46法人会中第五位の栄誉を負っております。これも偏えに署の担当官、税理士会町田支部の諸先生方のご支援の賜と担当役員共々衷心より感謝の意を表する次第であります。

さて事業・運営の一端を申しあげますと、地区組織の充実に関しまして、去る62年度に

8地区を、14地区に、分割再構成致しましたが、昨今の町田市の発展ぶりを鑑み^{かんが}ますと、更に、地区の再分割をしなければ、充実した会務の運営も不可能な状況であります。今総会におきまして分割を含む再編成案をご提案ご承認頂いたのもそういった事情からでございます。又事業面の実績につきましては、消費税を含む新税制への対応といたしまして、数回連続して行なわれた研修委員会主催の地区説明会があり、又、広報活動としての新会員名簿の発行、東法連、全法連各共済制度には上位ランクの実績を残した厚生活動があります。

更に各種税務研修会の実施など、多方面に互り、役員のご力を傾けまして、会活動の充実拡大を図って参りました。

本年度の事業及び決算につきましては、後程詳細に互りご報告申し上げますが、今期の会の運営に関しましては充分ご納得の頂けるものであると自負致しております。

今後共一層のご理解の上ご指導、ご支援を賜ります様、心よりお願い申し上げます。私の挨拶と致します。

| 目 | 次 |
|------------------|----|
| ご挨拶（会長） | 2 |
| 第九回通常総会祝辞（署長） | 3 |
| 第九回通常総会報告 | 4 |
| 改正税法のあらまし | 10 |
| 簡易課税による消費税の申告・納付 | 13 |
| 俳句投稿欄 | 14 |
| 部会だより | 15 |
| 委員会よりお知らせ | 20 |
| 事務局だより | 21 |



第九回通常総会 祝辞

町田税務署長 花 田 尚

本日、ここに社団法人町田法人会の第九回通常総会が挙行され、新年度の事業計画など通常総会の議事を滞りなく終了されましたことに対し、心からお祝い申し上げます。

議事の内容を拝見いたしますと、私共税務行政に携わる者として誠に心強い限りの内容であり、ここにあらためて敬意を表する次第であります。

また、法人会の皆様方には、平素から税務行政につきまして深いご理解とご協力を賜っており、この機会をお借り致しまして厚く御礼申し上げます。

ところで、先程、役員の変更が行われましたが、今回後進に道を譲られた方々は、永年にわたり会の発展のためにご尽力され、多大な功績を挙げられました。そのご苦労に対し心から感謝申し上げますと共に、今後とも、良き先達としてご活躍されることを切にお願い申し上げます。

また、新たに役員になられた方々は、会の新しい執行部として、会員の皆様から嘱望された、まさにリーダーとしてふさわしい方々ばかりでございます。どうか、伝統ある町田法人会を質・量とも一層発展させ、輝かしい歴史の1ページを加えられますようご期待申し上げます。

さて、ご高承のとおり、この度、消費税が導入されました。

税務行政の運営に当たりましては、税制改革法の趣旨に乗っ取り、制度の意義、仕組み、

手続きなど、納税者のご理解を深め、一日も早く税制改革の内容が定着するよう十分配慮していくことが緊要な課題であります。

税務行政を取り巻く環境はますます厳しいものがありますが、今更申し上げるまでもなく「税の主役は常に納税者」であり、私達税務職員は皆様の適正な申告のための相談役であります。

私どもといたしましては、このような税務を取り巻く環境を十分認識し、申告納税制度の発展向上と納税者との相互理解を一層深めるため、あらゆる努力を傾注してまいる所存であります。どうか町田法人会におかれましても、今後とも税務行政に対する一層のご理解とご協力を賜りますよう、この席をお借りいたしましてお願い申し上げます。

終わりに臨み、社団法人町田法人会の限り無いご発展並びに会員の皆様方のご健勝と、ご事業の益々のご繁栄を祈念致しましてお祝いの言葉と致します。

(平成元年5月23日)

社団法人町田法人会

第九回 通常総会報告

平成元年5月23日午後3時より千寿閣において第九回通常総会を開催した。

司会杉浦常任理事が開会を告げ、会員数3,028社、出席会員数125社、委任状1,520社、議決権総数1,645社と報告。よって本総会は適法に成立した旨を宣言した。

続いて総会次第書に従い、鈴木副会長の開会のことば、三橋会長のあいさつ（石井副会長代読）後、定款第6章第33条に定めるところにより会長三橋忠正が議長となるところであるが、当日病欠のため、同第4章第15

木目田財務副委員長説明。

それぞれ慎重に審議し4議案を可決した。

第5号議案 任期満了に伴う理事及び監事選任の件では、正副会長留任し理事監事は次の通り決定した。

会長 三橋忠正

副会長 石井儀一、鈴木英正

理事 八木下正男、小川量司、小山克己、木口正、八木要、萩生田博、藤田義徳、老沼和夫、石川光男、木下公福、岩波弘介、森義男、杉浦信男、井之上哲夫、四ヶ所守、金子仙太郎、堤敏子、大川健次、石川洋一郎、尾辻胖、加藤史朗、木目田元、青木正保、佐藤政二、栢沼貞雄、五十子昭三、伊田貞子、朝見茂久、飯田重利、須崎一男、林 明宏、菅野昌行、千葉平八、野川清、藤田正之、三樹修身、溝上澄 監事 岩澤正義、若林忠次 以上42名。
引き続き感謝状贈呈にうつり、昭和63年度会員増強功労者92名に対し、石井副会長から表彰者を代表して、島野好子鶴川第2地区役員に感謝状が贈呈された。



挨拶する石井副会長

条により、石井副会長議長席に着席、小山、木口両常任理事を議事録署名人に選任し、議事に入った。

第1号議案 昭和63年度事業報告承認の件
尾辻総務副委員長報告。

第2号議案 昭和63年度収支決算報告並びに
監査報告承認の件

木目田財務副委員長、岩澤監事報告。

第3号議案 平成元年度事業計画承認の件
尾辻総務副委員長朗読説明。

第4号議案 平成元年度収支予算案承認の件

つづいて、ご来賓の花田町田税務署長（小野寺副署長代読）、安藤町田都税事務所長、早川東京税理士会町田支部長、加藤町田市商工会長よりご祝辞を賜り、鈴木副会長の閉会のことばをもって午後5時終了した。

第2部として、金子常任理事の司会により懇親会を開催。木谷総務課長の乾杯ののち、大同生命保険相互会社の歌田一男氏にご祝辞をいただき、歓談後なごやかなうちに終了した。

〔議案の概要〕

第1号議案 昭和63年度事業報告

■ (財) 全国法人会総連合関係 行事8回

■ (社) 東京法人会連合会関係 行事40回

■ 三多摩法人会連合会関係 行事6回

■ 町田法人会関係 総会1回、監査1回、(会議)理事会12回、会員数調査特別委員会12回、会員名簿作成特別委員会2回、委員会11回、地区役員会31回、法人会共済制度連絡協議会2回、打ち合わせ2回。

(事業) 公開講演会1回、地区研修会9回、年末調整事務等説明会6回、初級実務簿記講習会9回、中級実務簿記講習会9回、新設法人税務説明会12回、決算法人税務説明会12回、消費税説明会5回、会員増強運動として、10月～3月の間実施。町田法人会報3回、法人会ニュース10回、町田法人会名簿1回、消費税個別相談延べ6日。関連行事11回。

(部会) 源泉部会関係諸行事15回、青年部会関係諸行事34回、婦人部会関係諸行事20回。

(その他) 陳情. 平成元年度税制改正要望事項について、地元選出衆議院議員石渡照久、石川要三、斉藤節、山花貞夫の各議員に対し、

(社) 東京法人会連合会会長横河正三、(社) 町田法人会会長三橋忠正連記にて陳情を行なった。

第3号議案 平成元年度事業計画

■ 事業活動の基本方針

法人会は、「よき経営者をめざす者の団体」として、社会的に信頼される健全な企業経営の維持発展と、「21世紀をめざした望ましい税制の実現」に向けて活動して行くとともに、福利厚生制度の充実による会員企業に対する責任を果たしていくことを基本とする。

この基本的理念をふまえ下記重点事項に添って具体的事業計画を推進する。

■ 重点事項

1. 会員増強と加入率の向上。

会員数及び加入率は、相当高い水準に達しているが、新設法人の恒常的増加、転出入による会員の移動が激しい現状であり、このまま推移すると加入率の低下を招く恐れがある。

従って、会活動を維持する重要な柱である会員増強運動をなお一層推進し、加入率の維持、向上に努める。

2. 地区組織の充実強化

地区組織の充実を図るため、随時地区役員会を開催し、情報の交換を行うとともに、研修会、懇談会、会員増強等を実施して、会員相互の親睦を深め地区活動の活発化を図る。

3. 事業活動の拡大

効果的な事業活動を実施するため委員会と地区会、部会との緊密な連携のもとに主体事業の質的拡大を図り、会員企業に役立つ、キメ細かい事業の実施に努める。

ご来賓名簿

町田税務署 副署長

小野寺宗隆殿

法人税第一部門統括官

松永裕道殿

法人税第二部門統括官

植野浩幸殿

法人税第三部門統括官

東山幸次殿

法人税第一部門上席指導官

渡部正晴殿

東京都町田都税事務所長

安藤和夫殿

東京税理士会 町田支部長

早川昇殿

町田市商工会長

加藤二郎殿

大同生命保険相互会社営業本部
営業推進室長

歌田一男殿

アメリカンファミリー生命保険会社
八王子支社長

稲葉裕殿

A I U保険会社八王子支店長

野川亮輔殿

町田タイムズ社社主

山根吉人殿

第2号議案 昭和63年度収支決算報告並びに監査報告

自昭和63年4月1日 至平成元年3月31日

(単位:円)

| 科 目 | 昭年63年度 予 算 額 | 決 算 額 | 差 額 | 摘 要 |
|------------------|-----------------|------------|-------------|----------------------|
| I 収入の部 | | | | |
| 1 基本財産運用収入 | 200,000 | 151,299 | 48,701 | 基本財産定期利息、横浜、八千代、富士 |
| 2 会費収入 | 25,202,100 | 25,728,900 | △ 526,800 | 期末会員数 3,028社 |
| 3 事業収入 | 4,860,000 | 11,101,600 | △ 6,241,600 | |
| (1) 研修会収入 | 240,000 | 285,000 | △ 45,000 | 簿記講習会会費 |
| (2) 会報掲載広告収入 | 1,120,000 | 120,000 | 1,000,000 | |
| (3) 名簿掲載広告収入 | 3,500,000 | 10,696,600 | △ 7,196,600 | |
| 4 補助金収入 | 4,205,050 | 5,480,738 | △ 1,275,688 | 東法連より各種補助金 |
| 5 雑収入 | 351,390 | 1,655,165 | △ 1,303,775 | |
| (1) 受取利息 | 46,390 | 91,075 | △ 44,685 | 預金利息 |
| (2) 雑収入 | 305,000 | 966,400 | △ 661,400 | 金融団「本鎌会」及びその他の収入 |
| (3) 宛名印刷収入 | 0 | 173,340 | △ 173,340 | 宛名ラベル印刷収入 |
| (4) DM発送負担受取収入 | 0 | 424,350 | △ 424,350 | 通信費を補助する収入 |
| 6 特定預金取崩収入 | 1,500,000 | 1,500,000 | 0 | 電算機購入引当金取崩 |
| 当期収入合計(A) | 36,318,540 | 45,617,702 | △ 9,299,162 | |
| 前期繰越収支差額 | 3,644,873 | 3,644,873 | 0 | |
| 収入合計(B) | 39,963,413 | 49,262,575 | △ 9,299,162 | |
| II 支出の部 | | | | |
| 1 事業費 | 15,720,000 | 16,426,812 | △ 706,812 | |
| (1) 研修会費 | 2,650,000 | 2,529,975 | 120,025 | 各種研修会、講演会等諸費用 |
| (2) 広報費 | 600,000 | 580,500 | 19,500 | 税経通信他8件 |
| (3) 会報発行費 | 2,700,000 | 1,933,260 | 766,740 | 町田法人会会報及びニュース発行諸費 |
| (4) 会員名簿発行費 | 3,500,000 | 5,659,012 | △ 21,59,012 | 町田法人会会員名簿発行諸費 |
| (5) 連絡会報費 | 620,000 | 649,800 | △ 29,800 | 配布用「ほうじん」購入費 |
| (6) 会員増強推進費 | 300,000 | 158,500 | 141,500 | 会員増強月間中諸費用 |
| (7) 地区支部運営費 | 2,200,000 | 2,200,000 | 0 | 地区会運営活動費 |
| (8) 部区会運営費 | 1,800,000 | 1,772,820 | 27,180 | 源泉部会、青年部会、婦人部会運営活動費 |
| (9) 連絡合費 | 550,000 | 439,020 | 110,980 | 東法連等会費及び会議費等 |
| (10) 研究懇談会費 | 400,000 | 280,000 | 120,000 | 税のしるべ購入費他 |
| (11) 渉外費 | 300,000 | 185,925 | 114,075 | 関係団体、対外的慶弔 |
| (12) 慶弔費 | 100,000 | 38,000 | 62,000 | 会員慶弔 |
| 2 会議費 | 1,800,000 | 1,607,390 | 192,610 | |
| (1) 総会費 | 1,000,000 | 1,393,920 | △ 393,920 | 通常総会費用 |
| (2) 役員会費 | 500,000 | 116,675 | 383,325 | 理事会諸費用 |
| (3) 委員会費 | 300,000 | 96,795 | 203,205 | 委員会等諸費用 |
| 3 管理費 | 18,032,000 | 18,574,372 | △ 542,372 | |
| (1) 給料手当 | 9,800,000 | 9,749,446 | 50,554 | 職員給与、交通費 |
| (2) 福利厚生費 | 700,000 | 924,560 | △ 224,560 | 職員、社会保険、厚生関係諸費 |
| (3) 旅交通費 | 300,000 | 278,610 | 21,390 | 役員員出張旅費 |
| (4) 通器信費 | 3,720,000 | 4,066,120 | △ 346,120 | ほうじん、ニュース他発送費 |
| (5) 什器備品費 | 650,000 | 512,821 | 137,179 | FAXリース料他 |
| (6) 消耗品費 | 100,000 | 43,055 | 56,945 | 写真他消耗品費 |
| (7) 事務用品費 | 150,000 | 130,666 | 19,334 | 事務関係諸費用 |
| (8) 修繕費 | 150,000 | 0 | 150,000 | |
| (9) 印刷製本費 | 400,000 | 782,400 | △ 382,400 | 会員章、封筒等の印刷費 |
| (10) 水道光熱費 | 240,000 | 235,404 | 4,596 | 事務所水道光熱費 |
| (11) 家賃 | 1,032,000 | 1,032,000 | 0 | 事務所家賃 |
| (12) 租税公課 | 30,000 | 30,000 | 0 | 収入印紙 |
| (13) 支払手数料 | 650,000 | 651,590 | △ 1,590 | 三井ファイナンス支払手数料 |
| (14) 図書費 | 100,000 | 137,700 | △ 37,700 | 税務関係書籍等の購入 |
| (15) 雑費 | 10,000 | 0 | 10,000 | |
| 支出の部小計 | 35,552,000 | 36,608,574 | △ 1,056,574 | |
| 4 固定資産取得支出 | 300,000 | 392,000 | △ 92,000 | |
| (1) 什器備品購入支出 | 300,000 | 392,000 | △ 92,000 | スライド映写機、コピー機購入 |
| 5 特定預金支出 | 4,000,000 | 7,600,000 | △ 3,600,000 | |
| (1) O.A機購入引当預金支出 | 1,500,000 | 1,500,000 | 0 | 電算機購入積立預金より移行 八千代 |
| (2) 会館積立引当預金支出 | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 | 富士銀行 定期預金に加算積立 |
| (3) 退職給与引当預金支出 | 500,000 | 500,000 | 0 | 三和銀行 通知預金に加算積立 |
| (4) 10周年記念積立預金 | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 | 横浜銀行 定期預金に新規積立 |
| (5) 名簿発刊準備引当預金 | 0 | 3,600,000 | △ 3,600,000 | 横浜銀行 定期預金に新規積立 予算未計上 |
| 6 予備費 | 111,413 | 0 | 111,413 | |
| 当期支出合計(C) | 39,963,413 | 44,600,574 | △ 4,637,161 | |
| 当期収支差額(A)-(C) | △ 3,644,873 | 1,017,128 | △ 4,662,001 | |
| 次期繰越収支差額(B)-(C) | 0 | 4,662,001 | △ 4,662,001 | |

以上の通り報告致します。

平成元年5月23日

社団法人 町田法人会

会長 三橋 忠正

以上の決算書類を監査したところ、適正かつ正確であることを認め報告します。

平成元年4月15日

監事 岩澤 正義 ㊟

監事 若林 忠次 ㊟

第4号議案 平成元年度収支予算

自平成元年4月1日 至平成2年3月31日

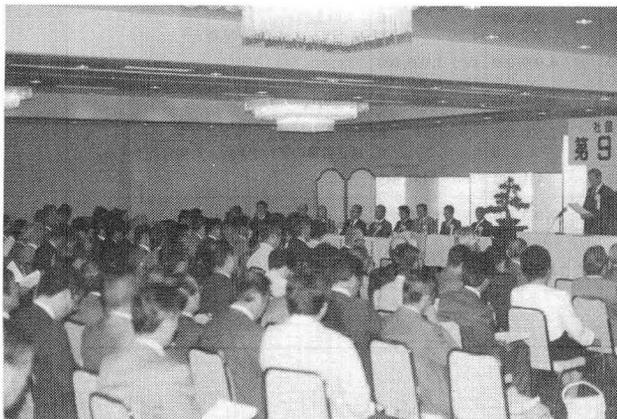
(単位:円)

| 科 目 | 平成元年度 予 算 額 | 昭和63年度 予 算 額 | 差 額 | 摘 要 |
|-------------------|----------------|-----------------|-------------|---------------------|
| I 収入の部 | | | | |
| 1 基本財産運用収入 | 178,250 | 200,000 | △ 21,750 | 基本財産定期利息 |
| 2 会費収入 | 27,462,400 | 25,202,100 | 2,260,300 | 期首会員数 3,028社 |
| 3 事業収入 | 1,120,000 | 4,860,000 | △ 3,740,000 | |
| (1) 研修会収入 | 320,000 | 240,000 | 80,000 | 簿記講習会会費 |
| (2) 会報掲載広告収入 | 800,000 | 1,120,000 | △ 320,000 | 会報郵送 |
| (3) 名簿掲載広告収入 | 0 | 3,500,000 | △ 3,500,000 | |
| 4 補助金収入 | 4,549,880 | 4,205,050 | 344,830 | 東法連より各種補助金 |
| 5 雑収入 | 872,427 | 351,390 | 521,037 | |
| (1) 受取利息 | 72,427 | 46,390 | 26,037 | 預金利息 |
| (2) 宛名印刷収入 | 150,000 | 0 | 150,000 | 宛名ラベル印刷収入 |
| (3) D M 発送負担受取収入 | 200,000 | 0 | 200,000 | 通信費を補助する収入 |
| (4) 雑収入 | 450,000 | 305,000 | 145,000 | その他の雑収 |
| 6 特定預金取崩収入 | 0 | 1,500,000 | △ 1,500,000 | |
| 当期収入合計(A) | 34,182,957 | 36,318,540 | △ 2,135,583 | |
| 前期繰越収支差額 | 4,662,001 | 3,644,873 | 1,017,128 | |
| 収入合計(B) | 38,844,958 | 39,963,413 | △ 1,118,455 | |
| II 支出の部 | | | | |
| 1 事業費 | 16,940,000 | 15,720,000 | 1,220,000 | |
| (1) 研修会費 | 2,650,000 | 2,650,000 | 0 | 各種研修会、講演会等諸費用 |
| (2) 広報費 | 670,000 | 600,000 | 70,000 | 広告、その他公報活動費 |
| (3) 会報発行費 | 2,700,000 | 2,700,000 | 0 | 町田法人会会報及びニュース発行諸費 |
| (4) 会員名簿発行費 | 800,000 | 3,500,000 | △ 2,700,000 | 補正名簿発行諸費 |
| (5) 連合会報費 | 670,000 | 620,000 | 50,000 | 配布用「ほうじん」購入費 |
| (6) 会員増強推進費 | 400,000 | 300,000 | 100,000 | 会員増強月間中諸費用及び地区補助 |
| (7) 地区、支部運営費 | 2,700,000 | 2,200,000 | 500,000 | 地区会運営活動費 |
| (8) 部会運営費 | 1,800,000 | 1,800,000 | 0 | 源泉部会、青年部会、婦人部会運営活動費 |
| (9) 連絡会費 | 550,000 | 550,000 | 0 | 東法連等会費及び会議費等 |
| (10) 研究懇談会費 | 400,000 | 400,000 | 0 | 友誼団体共催事業等負担金 |
| (11) 渉外費 | 300,000 | 300,000 | 0 | 関係団体、対外的慶弔 |
| (12) 慶弔費 | 100,000 | 100,000 | 0 | 会員慶弔 |
| (13) 発送費 | 3,200,000 | 0 | 3,200,000 | 会報等発送費 |
| 2 会議費 | 1,900,000 | 1,800,000 | 100,000 | |
| (1) 総会費 | 1,500,000 | 1,000,000 | 500,000 | 通常総会費用 |
| (2) 役員会費 | 250,000 | 500,000 | △ 250,000 | 理事会諸費用 |
| (3) 委員会費 | 150,000 | 300,000 | △ 150,000 | 委員会等諸費用 |
| 3 管理費 | 16,412,000 | 18,032,000 | △ 1,620,000 | |
| (1) 給料手当 | 10,250,000 | 9,800,000 | 450,000 | 職員給与、交通費 |
| (2) 福利厚生費 | 1,000,000 | 700,000 | 300,000 | 職員、社会保険、厚生関係諸費 |
| (3) 旅費 | 300,000 | 300,000 | 0 | 役員出張旅費 |
| (4) 通信費 | 930,000 | 3,720,000 | △ 2,790,000 | 通信諸費 |
| (5) 什器備品費 | 650,000 | 650,000 | 0 | F A X リース料他 |
| (6) 消耗品費 | 920,000 | 100,000 | 820,000 | 会員章、事務消耗品、封筒等の諸費用 |
| (7) 事務用品費 | 0 | 150,000 | 150,000 | 消耗品費へ統一 |
| (8) 修繕費 | 150,000 | 150,000 | 0 | 事務所修繕費 |
| (9) 印刷製本費 | 0 | 400,000 | 400,000 | 消耗品費へ統一 |
| (10) 水道光熱費 | 240,000 | 240,000 | 0 | 事務所水道光熱費 |
| (11) 家賃 | 1,032,000 | 1,032,000 | 0 | 事務所家賃1年分 |
| (12) 租税公課 | 30,000 | 30,000 | 0 | 収入印紙 |
| (13) 支払手数料 | 800,000 | 650,000 | 150,000 | 三井ファイナンス支払手数料 |
| (14) 図書費 | 100,000 | 100,000 | 0 | 税務関係書籍等の購入 |
| (15) 雑費 | 10,000 | 10,000 | 0 | |
| 支出の部小計 | 35,252,000 | 35,552,000 | △ 300,000 | |
| 4 固定資産取得支出 | 300,000 | 300,000 | 0 | |
| (1) 什器備品購入支出 | 300,000 | 300,000 | 0 | ワイヤレスマイク一社購入 |
| 5 特定預金支出 | 3,000,000 | 4,000,000 | △ 1,000,000 | |
| (1) O A 機購入引当預金支出 | 500,000 | 1,500,000 | △ 1,000,000 | |
| (2) 会館積立引当預金支出 | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 | |
| (3) 退職給与引当預金支出 | 500,000 | 500,000 | 0 | |
| (4) 10周年記念積立預金 | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 | 社団化10周年記念事業積立 |
| (5) 名簿発刊準備引当預金 | 0 | 0 | 0 | 補正名簿の発行が無かった場合計上する。 |
| 6 予備費 | 292,958 | 111,413 | △ 181,545 | |
| 当期支出合計(C) | 38,844,958 | 39,963,413 | △ 1,118,455 | |
| 当期収支差額(A)-(C) | △ 4,662,001 | 3,664,873 | △ 1,017,128 | |
| 次期繰越収支差額(B)-(C) | 0 | 0 | 0 | |

昭和 63 年 度 会 員 増 強 功 労 者 表 彰 者 名 簿

株式会社 マルカワ 小川 量 司
 有限会社 クラウン興業 木口 正
 株式会社 三 和 小山 克己
 萩生田産業株式会社 萩生田 博
 有限会社 シマノ 島野 好子
 株式会社 ケーユー 井上 恵博
 有限会社 クローバー 伊田 貞子
 株式会社 総合図書 藤田 義徳
 有限会社 須崎米穀店 須崎 一男
 愛洋商事株式会社 石川 洋一郎
 株式会社ベビーランドタマベビー 野口 義廣
 株式会社 町田中央建設 老沼 和夫
 株式会社 田中食器厨房 田中 利明
 鶴川土地建物株式会社 大野 五郎
 有限会社 杉山商店 杉山 英夫
 有限会社 中島酒店 中島 国男
 株式会社 久美堂 井之上 哲夫
 有限会社 電友社 柏沼 貞雄
 株式会社 カイセ工業 貝瀬 収三
 鶴川石油株式会社 藤田 信明
 有限会社 中溝自動車 中溝 久雄
 有限会社 若林工務店 若林 忠次
 株式会社 加藤組 加藤 三郎
 有限会社 丸孝家具店 八木下 正男
 株式会社 マツヤマ 松山 在九

株式会社伊藤建築設計事務所 伊藤 亜紀男
 有限会社北村建築設計事務所 北村 紀一
 株式会社 マルサ園芸 佐藤 政二
 岩波建設株式会社 岩波 弘介
 有限会社 林商店 林 昭平
 有限会社 しんざかや 木目 田元
 大日電機工業株式会社 中谷 成人
 東海住建株式会社 川田 繁雄
 伸成工業株式会社 古川 盛稲
 株式会社 トーシンヘルス 井上 武男
 有限会社 富士見屋 鈴木 和夫
 三共自動車株式会社 河合 彪
 三樹石油株式会社 三樹 修身
 有限会社 アカシヤ 勝又 隆子
 有限会社 かわい薬局 河合 雅子
 有限会社 勝一 諸星 健
 有限会社 杉本屋酒店 高橋 一行
 株式会社 鳥円 森 義男
 株式会社 町映ビル 内田 明
 株式会社 マサダヤ 石井 儀一
 有限会社 福森 福森 大蔵
 有限会社 青山 青山 静男
 有限会社ホビー模型おくぬし 奥主 俊彦
 株式会社 日比野時計店 日比野 博明
 株式会社 家具の大正堂 渋谷 栄二



会場には、125社の会員が集まった。

高尾建設株式会社 高尾 伸
 有限会社丸石商店 石坂 好司
 有限会社渋谷グリーン 渋谷 満
 丸中興産株式会社 青木 正保
 株式会社カネイ 五十子 昭三
 有限会社日栄住宅 島村 勝保
 株式会社電巧舎 尾辻 胖
 有限会社広田不動産 広田 光雄
 丸川スレート株式会社 野川 清
 有限会社加藤電機 加藤 勝男
 有限会社金子組 金子 栄市
 株式会社内藤電誠町田製作所 渡辺 哲也
 八木食品産業株式会社 八木 要
 株式会社栗原 栗原 信平
 有限会社コンピュータシステムデザイン 吉田 潤
 株式会社松見商事 松見 法広
 アップル商事株式会社 山内 晴夫
 有限会社村元建築 村元 進
 八弘商事株式会社 八木 正雄
 株式会社きめだ設備工業 木目 田貢
 有限会社市川コンクリート工業所 市川 知男

デイック株式会社 堀江 雅
 株式会社千葉電設 千葉 平八
 株式会社カザマ 風間 克巳
 日本電話設備株式会社 山田 俊成
 有限会社山下タイヤ販売 山下 孝光
 株式会社細野不動産鑑定事務所 細野 保
 有限会社マチダ防災システム 諸 墨 修
 有限会社藤田彫刻工業 藤田 正之
 高橋防災設備工業株式会社 高橋 泰造
 有限会社鈴木板金工業 鈴木 寿一
 神蔵興業有限会社 神蔵 玉江
 株式会社金子商店 金子 仙太郎
 有限会社二葉商事 細野 俊子
 有限会社馬場工務店 馬場 勝治
 中央消防機器株式会社 川口 修一
 株式会社南開建設 福澤 直治
 洋和工芸株式会社 大西 史郎
 有限会社ナカジマ宣伝社 中島 唯良
 有限会社ハッピーストアー 木下 公福
 株式会社中島工務店 中島 祐治
 有限会社小峯電業社 小峯 弘明

会員募集中!!

スイミング スクール ○
エアロビック スクール ○



大きな健康。

お問い合わせ
☎

0427-96-3331

〒194 町田市成瀬が丘2-2-3
成瀬駅南口前

育てよう!!

明るく仲よく元気よく!



セントラルスイムクラブ 成瀬

改正税法のあらまし

(前号に続く)

町田税務署法人税第1部門上席指導官

渡 部 正 晴

法人税関係

(減価償却関係)

1. 小型電算機および、電子レジスターの一括損金算入ができるようになりました。

青色申告法人で次に掲げる資産を取得した場合

中小法人（資本金1億円以下）、または、農業協同組合等

電算機（1台の取得価格が160万円以下のもの）

電子式レジスター（1台の取得価格が100万円以下のもの）

大法人等（小売業、卸売業、一定のサービス業）

電子式レジスター（1台の取得価格が100万円以下のもの）

適用時期

平成元年3月1日以後に取得し、平成元年4月1日から平成2年9月30日までに事業の用に供したものの。

(借地権関係)

2. 相当の地代が年8%から年6%に引き下げられました。

相当の地代を収受している場合は、借地権の認定課税は行わないこととされていますが、この相当の地代の額が次のいずれか少ない額に改められました。

1. 借地権の設定時または地代改定時の年6%

2. 借地権の設定時または地代改定時の過去3年間の平均6%

適用時期

平成元年4月1日以後に借地権設定または地代改定をするものから適用。

(所得税控除関係)

3. 利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例

法人が昭和60年4月1日から平成2年3月31日までの間に終了する各事業年度（解散事業年度等を除きます。）において、支払を受ける利子及び配当などについて源泉徴収された所得税額のうちその事業年度の法人税額から控除しきれなかった部分については、翌事業年度以降の法人税から4年間にわたり繰り越して控除することとし、この期間内に控除しきれなかった部分の金額は、4年目に全額還付する（「特例」といいます。）こととされています。

これにより平成元年4月1日以後に終了する事業年度から順次還付されることになっております。

所得税関係

1. 所得税の税率が引き下げられ、各種控除の引き上げが行われた。(元年分以後)
2. 通勤手当の非課税限度額が50,000円(旧26,000円)に引き上げられました。(元年分以後)
3. 退職所得控除額が引き上げられました。(元年分以後の所得税について適用)
勤続年数20年以下1年当たり40万円(旧25万円)
勤続年数20年超1年当たり70万円(旧50万円)
4. 資産所得の合算課税廃止(元年度分以後適用)
5. 非課税とされる慰安旅行の範囲が拡充されました。(元. 4. 1以後行われる慰安旅行から適用)
 1. 現地での滞在日数が3泊4日(旧2泊3日)以内であること。
 2. 旅行費用の50%以上を会社が負担すること。
 3. 社員の50%以上が旅行に参加すること。
6. 有価証券譲渡益が原則非課税から原則課税となり、申告分離課税か源泉分離課税を選択することになった。(元. 4. 1以後)

相続、贈与税関係

1. 相続贈与税の税率が引き下げられた。(63. 1. 1以後)
2. 相続税の基礎控除額が、定額分4,000万円(旧2,000万円)に法定相続人1人当たり800万円(旧400万円)を加えたものに引き上げられた。(63. 1. 1以後)
3. 配偶者の非課税限度額が、法定相続額または、8,000万円(旧2分の1または4,000万円)に引き上げられた。(63. 1. 1以後)
4. 贈与税における居住用財産の夫婦間贈与の配偶者控除額が、2,000万円(旧1,000万円)に引き上げられた。(63. 1. 1以後)
5. 相続税の死亡退職金、死亡保険金の非課税限度額が、ともに500万円(旧200万円、250万円)×法定相続人の数に引き上げられた。また、障害者控除、未成年者控除も2倍に引き上げられた。(63. 1. 1以後)



住まいの情報館

無料不動産展示場と展示内容〔早見表〕

◆無料査定致します◆ 町田市役所そば

売りたい方 買いたい方 買い換えを希望の方

必ず解決! クラウン興業

クラウン・ータルサーチャー
簡単なお相談はお電話で

☎0427(22)1370 ■町田市中町1-19-5

6. 相続開始前3年以内に取得等をした土地等または建物等のうち、被相続人の居住の用に供されていたもの以外のものについて、取得価格により評価することとされました。(63. 12. 31以後の相続について適用)
7. 負担付き贈与による取得した財産の評価は、原則として時価とされました。(元. 4. 1以後に贈与を受けたものから適用)

印紙税関係

1. 次の印紙が不要になりました。(元. 4. 1以後に作成される文書から適用)
 1. 物品切手
 2. 質権、抵当権等の設定契約書
 3. 賃貸借等の契約書
 4. 委任状等
 5. 物品等の譲渡契約書

詳しくは、税務署の担当部門までお問い合わせください。

町田税務署 28-7211 法人税部門 (内255) 源泉所得税部門 (内252)
 所得税部門 (内312) 資産税部門 (内362) 間接税部門 (内452)

電気設備一般*設計施工*通信設備工事設計施工
 自家用一般*電気工作物*NTT通信機特約店

東京電力引込線工事委託店
 建設業許可 東京都知事許可(特-61)第17720号
 電気工事業者届出 東京都知事届出第461527号

株式会社 電 巧 舎

代表取締役 尾 辻 胖

本 社 町田市玉川学園2-6-6 TEL.26-7771(代)
 工事部 町田市鶴間1617 TEL.96-7771(代)

日本最大のジーンズショップ



株式会社

マルカワ

簡易課税制度による消費税の申告・納付

申告書の作成手順（小売業の場合）

損益計算書（税抜処理）

（平成元年×月×日～平成×年×月×日）

| | | |
|----------------|------------|------------|
| I 売上高 | | 円 |
| 1 商品総売上高 | 50,123,780 | |
| 2 売上返品、値引き | 1,858,320 | xx,xxx,xxx |
| II 売上原価 | | |
| 1 期首商品棚卸高 | x,xxx,xxx | |
| 2 商品仕入高 | xx,xxx,xxx | |
| 計 | xx,xxx,xxx | |
| 3 期末商品棚卸高 | x,xxx,xxx | xx,xxx,xxx |
| 売上総利益 | xx,xxx,xxx | |
| III 一般管理費及び販売費 | | |
| 1 役員報酬 | x,xxx,xxx | |
| 2 従業員給料 | x,xxx,xxx | |
| 3 交際費 | x,xxx,xxx | |
| 4 租税公課 | xxx,xxx | |
| 5 減価償却費 | xxx,xxx | |
| 6 寄付金 | xxx,xxx | |
| IV 営業外収益 | | |
| 1 受取利息 | xxx,xxx | |
| 2 受取配当金 | xx,xxx | |
| 3 家賃収入 | 510,000 | |
| 4 | xxx,xxx | |
| V 営業外費用 | | |
| 1 支払利息 | xxx,xxx | |
| 2 貸倒損失 | 514,630 | |
| VI 特別利益 | | |
| 1 固定資産売却益 | 432,150 | |

- 「課税標準額」を算出（1,000円未満の端数は切捨て）
「商品総売上高50,123,780円」+「家賃収入510,000円」+「固定資産売却収入5,240,000円」=55,873,000円……………「4」へ
- 「売上返品、値引き」1,858,320円を……………「5」へ
- 「課税売上高」を算出
55,873,000円-1,858,320円
=54,014,680円……………「6」へ
- 「消費税額」を算出（1円未満の端数は切捨て）
54,014,680円×0.6%=324,088円……………「8」へ
- 「貸倒れに係る消費税額」を算出（1円未満の端数は切捨て）
514,630円（税抜き）×3%=15,438円……………「10」へ
- 「限界控除前の税額」を算出
324,088円-15,438円=308,650円……………「11」へ
- 「限界控除後の税額」を算出（100円未満の端数は切捨て）
308,650円× $\frac{54,015,460円-30,000,000円}{30,000,000円}$
=247,000円……………「12」へ

- ★ 金額をxxxで表示している科目は、簡易課税による計算には関係ありません。
- ★ 固定資産売却益は、建物を5,240,000円で売却したことによるものです。

- ※ 54,015,460円=55,873,780円-1,858,320円
- ★ 金額の後のかぎ括弧の数字（例えば「4」）は、申告書の記載欄の番号を示します。

第18号様式
（簡易課税用）

平成元年×月×日 越町 税務署長宛 ※ 整理番号
〒100- (電話 03-381-4161) 税 申告区分
納税地 東京都千代田区霞が関3丁目番号 務 申告年月日
名称又は屋号 株式会社霞の関商店 如 新納年月日
代表者氏名又は氏名 神田一郎 理 差
経理担当者氏名 大守正 備 入力

この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしたりしないでください。

目録欄に平成×年×月×日 課税期間分の消費税(確定)申告書の記載欄の計算

この申告書による税額の計算

| | | |
|------------------|----|------------|
| 課税標準額 | 1 | 54,014,680 |
| 引当の金額 | 2 | |
| 差引計(1-2) | 3 | |
| その他の課税分 | 4 | 55873000 |
| 引当の金額 | 5 | 1858320 |
| 差引計(4-5) | 6 | 54014680 |
| 消費税率(3%) | 7 | |
| 消費税率(6%) | 8 | 324088 |
| その他の課税分 | 9 | 324088 |
| 貸倒れに係る消費税額 | 10 | 15438 |
| 限界控除前の税額 | 11 | 308650 |
| 限界控除後の税額 | 12 | 247000 |
| 中間納付税額 | 13 | 0 |
| 納付税額 | 14 | 247000 |
| 中間納付還付税額 | 15 | 0 |
| この申告書(確定)申告である場合 | 16 | 0 |
| 当課税期間の課税売上高 | 18 | 54014680 |

（※留意）指定の桁目の中に次のような字体で丁寧に記載し
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

★簡易課税の選択届出書は、本年9月30日までに提出

★簡易課税を選択した場合は、2年間は継続適用

限界控除制度の適用 平成元年の限度控除制度の適用は、次のようになります。

★法人のうち、平成元年4月1日から事業年度が開始する法人以外の方は、次のように置き換えて計算します。

・限界控除の可否判定の6,000万円は、

$$6,000万円 \times \frac{4月1日以降の事業年度の月数}{12}$$

・作成手順(7)の3,000万円は、 $3,000万円 \times \frac{4月1日以降の事業年度の月数}{12}$

俳句 欄

(株) 岩沢商会 岩沢正義

亡妻に似し項に佇ちぬ春の宵
旋回する紙ヒコーキや風光る

おつまみにしては多しや木の芽合え
(四万温泉にて)

(株) 三興 澁谷 清

埋骨に経なし竹の葉散りゐたり
暁かっこう雲低ければ低く啼く
たけのこの一、二、競える穂のゆらぎ

(有) カサ井 笠井康代

森の中しきつめしごと咲きている

黄えびね草の淡き明るさ

「息子からわたしも花束もらいし」と

明るき娘の声をきく

(株) 久美堂 井之上久子

満開の桜花の丘の賑わし

観音堂へ静けき径ゆく

朝拝の社殿に坐すや肌寒く

心は爽やかに三峯の山

(株) 堤ビル 堤 敏栄

頼る母あるふるさとの梅雨ぬくし

町並みの変わりゆく日々つばくらめ

山の子は山の顔もち今年竹

露地奥の変らぬ日射し濃あぢさゝ

(株) なかじま商事 中島明江

蔵王山桜咲きそい春めいて

谷間に残る雪のかげ

吉日や拳式あげし塩釜の初々しさに春の雨

紫陽花に粉糠雨降る初夏の朝

神蔵興業(有) 神蔵 玉 江

念願の神倉山に登りきて

鎮座の神に心やすまる

事務局 高屋浩一

紫陽花のひときはあでな雨があと

俳句の投稿をお待ちしています

・前号から会員の皆様の俳句を掲載することに致しました。

季節季節の思い出や、心に残る風景など、

何でも結構ですからお寄せ下さい。上手下

手は気になさらず、会員同士の交流の場にしていただければ幸いです。

投稿される方は事務局宛、はがきでお出し下さい。お忙しい方は電話やファックス

でお送りいただいても結構です。

(TEL) 0427-25-8211 (水曜日定休)

(FAX) 0427-25-8211 (水曜日定休)

本と文具、町田市小・中・高校教科書取扱店

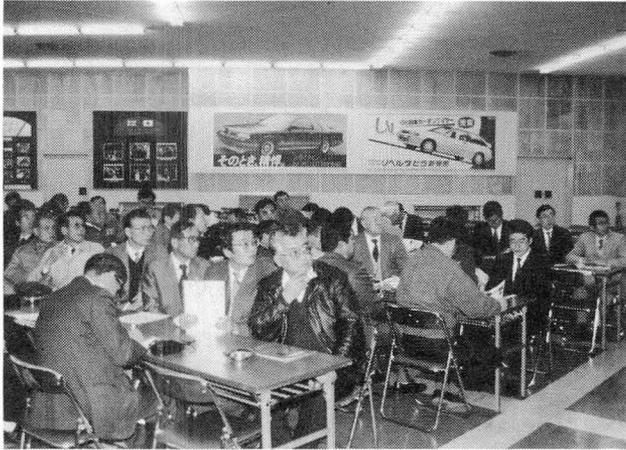


久美堂

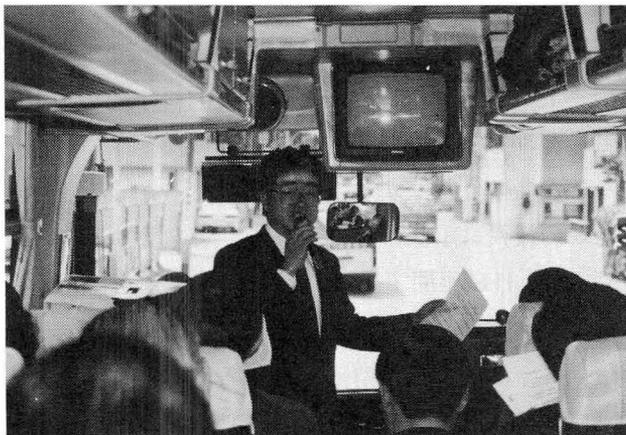
| | | | | | |
|------|-----------|----------------------------|--------|------------|---------------------------------|
| 本店 | 小田急線町田駅前 | ☎0427-25-1330 (第3を除く水曜日定休) | 東急ハンズ店 | 東急ハンズ町田店7F | ☎0427-28-2772 (第2・3水曜日定休) |
| 小田急店 | 町田小田急8F | ☎0427-27-1111 (第3水曜日定休) | 旭町店 | 町田市旭町1丁目 | ☎0427-24-0303 (無休・夜10時迄・駐車場80台) |
| 四丁目店 | 町田市原町田4丁目 | ☎0427-22-6013 (月曜日定休) | 本町田店 | 町田市本町田996 | ☎0427-24-5588 (無休・夜10時迄・駐車場50台) |
| 成瀬店 | 成瀬駅前プラザ1F | ☎0427-25-8211 (水曜日定休) | 外高センター | 町田市中町1丁目 | ☎0427-22-3317 (日曜日定休) |

見学研修会報告

青年部会 部長 金子 仙太郎



日産座間工場にて、工場設備の説明を受ける。



道中は、渡部上席指導官の車中税務研修会も行われた。しかし一方で工場内での人間性の欠落

が心配されます。しかし座間工場ではユニークな方法でこの問題を解決していました。ここで使われているロボットには、それぞれ固有のニックネームがついており、そのほとんどがアイドルタレントのものだということです。多分、他の工場では番号がついているだろう所に、そのタレントのステッカーが貼ってあると言うのには何処となく安心する面がありました。

この生産ラインでは、約1分間に1台のペースで造られています。うち60%は輸出されるようですが、残り40%の車は一体どこへ吸収されていくのでしょうか？

また、ここで気が付いた点がありました。始めロボット工場と言っても同じ作業を繰り返しているだけで、ライン上には同じ型の車しか流れていないものと考えていました。しかし実際は、型の違う3ドアハッチバック、4ドアセダン、バン等の区別無くその作業を進めていく様子には驚きました。大量生産と言っても、現在はここまで複雑な働きを要求しているのだと関心し、日本の技術の高さに誇りを感じました。

平成元年3月17日、青年部会では恒例の見学研修会を開催しました。今回の見学はロボット工場の視察を中心に、また部会員の親睦を計る目的で企画されましたが、その意図と反して一般会員の方からの申し込みが殺到し、かなり早い時期に申し込みを締め切らざるをえませんでした。このため、この研修会に参加できなかった部会員の方々には誌面を借りてお詫び申し上げる次第です。

さて、実施報告ですが、まず始めに座間市にある日産座間工場を見学しました。ここでは、サニーやラングレー、サンタナ等が生産されているほか、設計開発、また話題のセフィーロも生産が予定されているとの事です。

その中で今回私達は、サニーの生産ラインを見学してきました。現在自動車の生産には、ロボットを多く購入しています。その最大の理由は、危険な作業を人間の代わりにロボットが代行する点です。



ロボット工場見学の後、人間同士の交流の場へ。

工場内を一通り見学した後、いくつか質問が出来ました。主に車を造る過程での質問が中心でしたが、新車や話題を呼んだ車の話しでは、参加者の目の色が違っていました。やはり日本人も車好きの人種ようです。

続く見学は、富士山のふもと忍野村にあるファナック株式会社のロボット工場でした。

ここは先の日産工場とは違って、ロボットがロボットを造っているという不思議

な所でした。敷地内の様子も、工場と言うより病院と言った様子で、鮮やかな黄色の色には安全に対する注意という意味があります。

さてここでは、部門別に別れた各工場、電子工場、コントロールモーター工場、ロボット部品加工工場、ロボット組立工場、精機工場、産機工場、そして、完成したロボットの自動試験の様子を見学しました。

このロボットは、昼間は生産と材料の補充をし、5時を過ぎると無人状態で生産を続け、翌日9時にワーカー（人間）が完成品を確認、またロボットの整備等をするというサイクルを続ける仕組みになっています。もし仮にロボットに不具合が起きると、自動的に生産を中止し、直るとまた生産を再開するとのこと、もっともそうな確率は非常に低いものだそうです。

始めどれが製品でどれがこの工場の設備なのかという疑問が解決出来ず、せっかくの説明の内容もなかなか分かりませんでした。最先端の技術は手品の様に色々なことを簡単にやってのけるものの様です。あとで分かったことですが、日産座間工場で“アキナ”とか“キョウコ”と呼ばれていた黄色いロボット達も、実はここで生まれたものだった様です。

24時間休まず働き続けても文句を言わないロボットがこの先増え、人間のやる事は減る一方だという不安もありますが、「人間は次々と新しい発見を続けるから、目的を失ったりしない」と信じます。

総合建設・一級建築士事務所



株式
会社

朝見工務店

■本社 町田市矢部町2806

建設業許可東京都知事
(特-61)第20737号

☎0427-97-3660(代)

青年部会総会報告

青年部会 部会長 金子 仙太郎

去る平成元年6月20日、町田商工会館において、青年部会第10回定期総会を開催しました。

当日、親会より石井副会長、署より小野寺副所長、松永統括官、渡部首席指導官の臨席を頂き、司会佐藤副部会長の開会の言葉により午後6時30分開会しました。

金子部会長のあいさつの後、規約に基づいて議長に就き議事に移りました。



第一号議案昭和63年度事業報告承認の件を三橋副部会長が報告。

第二号議案昭和63年度収支決算報告。並びに監査報告承認の件では、収支報告を細野会計より、つづいて青木会計監査が監査報告をしました。

第三号議案平成元年度事業計画（案）承認の件を村松副部会長が提案。

第四号議案平成元年度収支予算（案）承認の件を牧野会計が提案。

一号議案から四号議案まで満場一致で可決され、つづく第五号議案任期満了に伴う役員選任の件では富田副部会長が提案。新部会長に加藤史朗氏が選任されました。

以上により昭和63年度をもって7名の役員方が引退しましたが、新たに6名の新役員を迎える事が出来ました。

議事終了後、石井副会長と小野寺副署長より祝辞を賜り、司会の閉会のことばをもって総会は無事終了。会場を「柿屋島」に移して懇親会を開催。懇談なごやかなうちに無事終了しました。

本総会で新たに役員に就任した方々（敬称略）井之上賢一（(株)久美堂）、斉藤正（(有)斉藤楽器製作所）、松村洋一（(有)松村食品）、荒江秀敏（荒江紙器(株)）、小峯弘明（(有)小峯電業社）、井上豊（(有)ユタカハウジング）以上6名

部会だより

婦人部会

“税務研修会” 消費税説明会に出席して

婦人部会 幹事 佐瀬 さち子

3月29日、町田税務署会議室に於いて、婦人部会による消費税説明会が、渡部首席指導官を講師にお迎えして行なわれました。

消費税導入実施を数日後に控え、53名という多数の参加は、皆様の感心の大きさを感じます。私も消費税は複雑で良くわからないので、婦人にわかりやすく話して下さるだろうと出席さ

せていただきました。

消費税のあらましをスライドで見た後、質問会に入りました。指導官は、数回の説明会の経験から私共がとまどう点、問題になる点にポイントを置いて話して下さいました。

- 準備期間とは… • 経過措置とは…
- 人件費の扱い… • 契約日と課税の関係
- 引き渡し締日によっての課税について等々

ただし、個々の業種、業績によって異なる面があるため、とにかくわからなかったら担当官にお聞きした方が良いでしょう。

税務署というと税金の徴収…と一般的には堅いイメージがありますが、婦人部に入れていただき数回署に伺いまして感じることは、親切に接して下さいます。気軽にお訪ねして指導していただくことをお褒め致します。

第8回 定時総会を開催

婦人部会 部長 堤 敏 子

去る6月13日、婦人部会定時総会を開催致しました。第八回の総会を迎えることができましたのも署の皆様の御指導、親会の皆様のあたたかい御援助のおかげと心より御礼申し上げます。当日の出席は45名をこえました。

日頃の役員、幹事の方々の御協力をここに感謝申し上げます。そして会員の皆様が輪を結んで下さることが何われ嬉しく思っています。御多忙とは存じますが、本年度の行事にも御参加下さいませ。そしてフレッシュな伴侶としてご活躍をお願いいたします。

終わりに皆様のご健康と会社の御繁栄を心よりお祈り申し上げ御挨拶いたします。

おしゃれ教室で勉強

婦人部会 幹事 坂 田 弘 子

総会の後、一時間に渡ってファッション・コーディネーターの平山様を迎え、おしゃれ教室が開かれました。

カラフルなスカーフを用いて簡単にかつ、豪華にとさまざまに変化され、シンプルなお洋服にはバラの花の様に結ばれ、スーツの下などにはブラウスを着ているように衿元のちょっとしたアクセントになり、幾通りかの工夫によりおしゃれが楽しめるようです。

また、一人の方が選ばれて約15分位の間に変身をされました。メイクアップからヘアーのなでつけで随分以前と変わって、目元、口元がくっきりとしてお顔の輪郭がはっきりとされました。心なしか話し方や動作も共に変身なさったようでした。

自分なりに工夫をして、いつまでも若く、美しくなっていたいものですネ。



メイクアップで変身中の島野さん。

部会研修会を開催

源泉部会 部会長 四ヶ所 守

6月5日午後1時30分より町田税務署3階会議室において、部会員31名参加のもと研修会を開催いたしました。

今回は、本年4月1日から適用された消費税に関して法人税・源泉所得税及び印紙税の取扱いについて、町田税務署法人税第1部門上席指導官渡部正晴氏に説明をお願いしました。

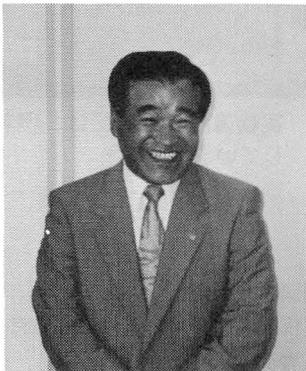
まず、消費税の概要を、その仕組み、税額計算の仕組み、申告関係等資料にもとづいて説明が行われ、次いで法人税の取扱いについて、税込経理方式と税抜経理方式のちがいを、留意点を、具体的金額による計算例で示されました。

源泉所得税の取扱いについては、国税庁長官よりの通達を基本として、課税・非課税の判定に困惑しそうなケース（食事手当・宿日直料・創業記念品代・通勤手当の非課税限度額）をとり上げ参加者で検討し合い、講師より解説を受けました。

最後に印紙税の取扱いとして、消費税額の明記の有無による印紙税額の差異に注意を要するとのこと。

今回の研修会では、消費税への理解を深めるとともに、実務の正確を期したいということでしたが、なかなか容易ではなさそうです。

挨拶をする四ヶ所部会長（写真左）と研修会風景。（写真右）31名の参加者が集まる。



土地・建物のことなら
お気軽に御相談下さい。

（株） 鈴 加

TEL. 0427-91-2141 (代表)
町田市図師町1446番地

研修委員会よりお知らせ

第8回初級実務簿記講習会開講する

平成元年度の初級実務簿記講習会は、5月29日、会場町田商工会館会議室において開講されました。

今回第8回目を実施するにあたり、東京税理士会町田支部から久保田博先生を派遣いただきました。また受講者も会場定員を越える46名の方々が参加致しています。

開講式当日には、御来賓として町田税務署法人税第1部門松永統括官と、渡部上席指導官を、当主催会より石井副会長及び杉浦研修委員長が出席、それぞれ挨拶を述べられました。

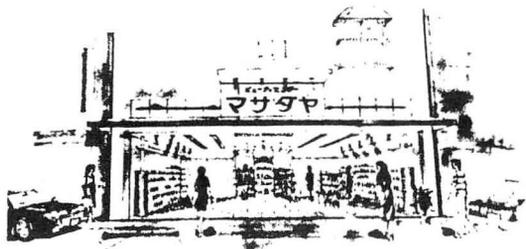
46名の受講者の方々には若い方が多く、そのためか久保田先生の簿記講習にはしばしば新しいものが話題となっています。コンピューターを使用した経理処理についてや、一般の会社の事務の現状など、普段私達の目では分からない点などを参考にしています。



実務簿記講習会には、例年多数の方が参加しています。



開講式に出席を頂いた方々。(写真左より久保田先生、渡部上席指導官、松永統括官、石井副会長)



マかせて安心
サービス満点
ダれにも好かれる
やっぱり

マサダヤ

原町田中央通り店ビューティセンター
TEL 22-2862

事務局だより

会員増強で東法連より表彰

平成元年5月24日開催された社団法人東京法人会連合会の第11回通常総会で、昭和63年度、各地区会の会員増強功労者の表彰が行われましたが、当会では前年対比の加入率が1%以上のアップであったことから、受賞者が前年を大きくうまわり次の13氏が受賞の対象となりました。

| | | | | | |
|----------------|------|----|-------|--------------|------|
| 常任理事 | 松山在九 | 理事 | 佐藤政二 | 町田北第一地区支部長 | 北村紀一 |
| 理事 | 伊田貞子 | 理事 | 須崎一男 | 鶴川第一地区第一支部班長 | 大野五郎 |
| 理事 | 栢沼貞雄 | | | 鶴川第一地区第一支部班長 | 藤田信明 |
| 忠生第一地区第四支部班長 | | | 野口義廣 | 鶴川第一地区第一支部班長 | 中溝久雄 |
| 町田北第一地区旭町支部班長 | | | 田中利明 | 堺第二地区第一支部班長 | 中島国男 |
| 町田北第一地区中町一丁目班長 | | | 伊藤亜紀男 | | |

お知らせ

9月13日(水) 青年部会 公開講演会

- 演 題 : “音楽アラカルト”
- 講 師 : 作詩・作曲家
中山大三郎氏
- 会 場 : 町田市民ホール第4会議室
(開場6時半 入場無料)

11月14日(火) (社)町田法人会 公開講演会

- 講 師 : 政治評論家
俵孝太郎氏 (入場無料)
- 会 場 : ラポール千寿閣

TWINKLE, TWINKLE DIAMOND.

きらり、ダイヤモンド

HOEIDO

宝永堂 町田・大和

町田店 町田中央通り ☎0427-23-1555 大和店 大和駅前 ☎0462-63-4545

時代のニーズにお応えして、
経営者の方々に安心をお届けいたします。

ガンバリ続ける経営者の意欲と行動力をバックアップします。

企業保障プラン^{LS}タイプ

法人会の経営者大型総合保障制度

企業保障プラン・総合型LSは、
ガンバリ続ける経営者の意欲と行動力をバックアップします。



平均寿命を超えた長期保障

- 最高85歳までの長期保障、保険料は一定。
- 新規加入は74歳まで。

ワイドに充実した保障内容

- 入院は5日以上から保障。
- 手術、看護、入院・通院の治療にも安心。

大きな安心で応援します

- 最高3億円の大型保障。
- 海外での事故・病気も保障。
- 退職金、功労金などの財源確保。

中途でおやめになる場合でも、定期保険の解約払戻金
および積立配当金を受けとることができます。



引受会社

大同生命

AIU 保険会社

町田営業所／町田市中町2-2-5
TEL 0427-22-5756

八王子支店／八王子市東町7-3
TEL 0426-44-3151